

県説明資料

【本日の資料構成】

1_長野県の高齢者福祉をとりまく状況

2_第9期長野県高齢者プランの概要

3_介護現場生産性の向上に向けた取組

＜国の施策動向について＞

＜県の取組等について＞

4_介護生産性向上推進総合事業

5_介護現場における生産性向上に向けた取組方針

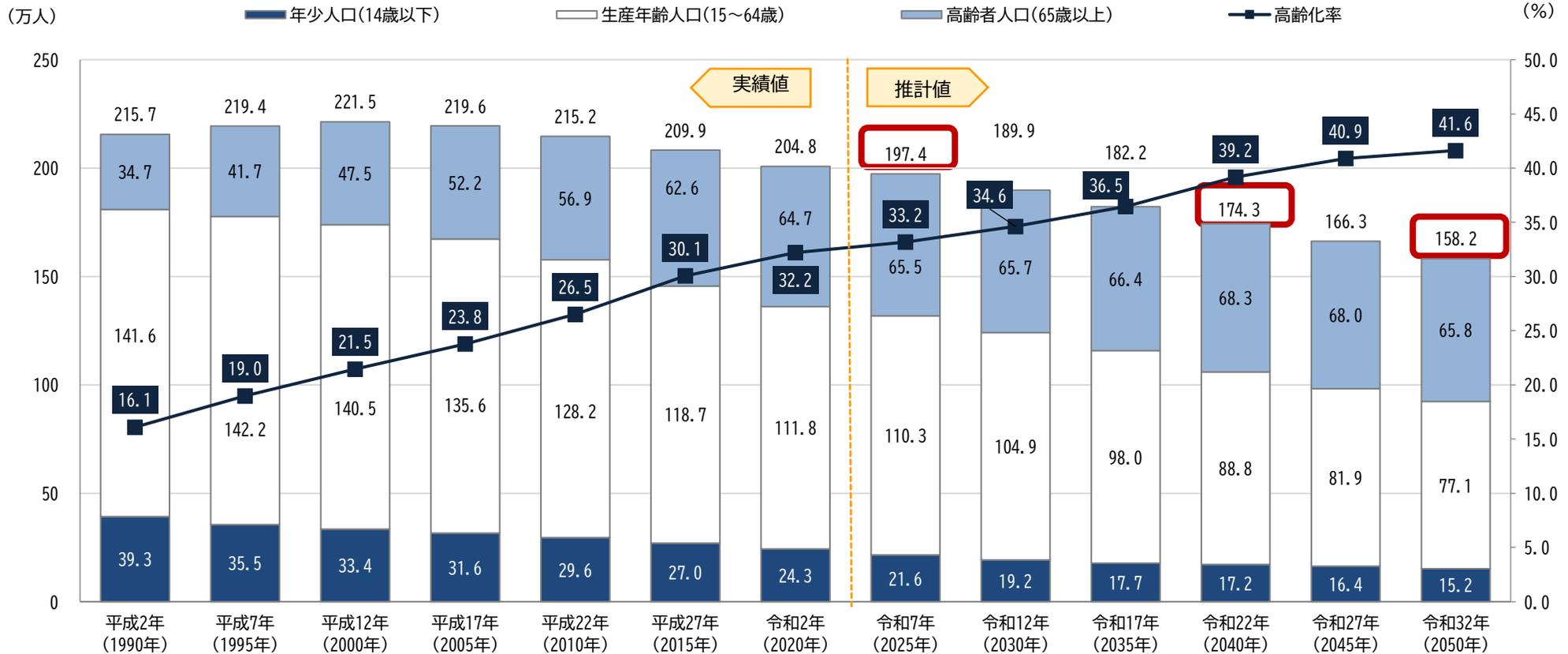
（長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター取組方針）

1_長野県の高齢者福祉をとりまく状況

長野県の高齢社会の現状と見通し(人口構造の推計)

長野県の現在の人口は、平成12(2000)年以降減少に転じ、令和2(2020)年時点では204.8万人となっており、令和7(2025)年には197.4万人、令和22(2040)年には174.3万人、令和32(2050)年には158.2万人となる見込み。

年齢3区分別人口の推移と推計



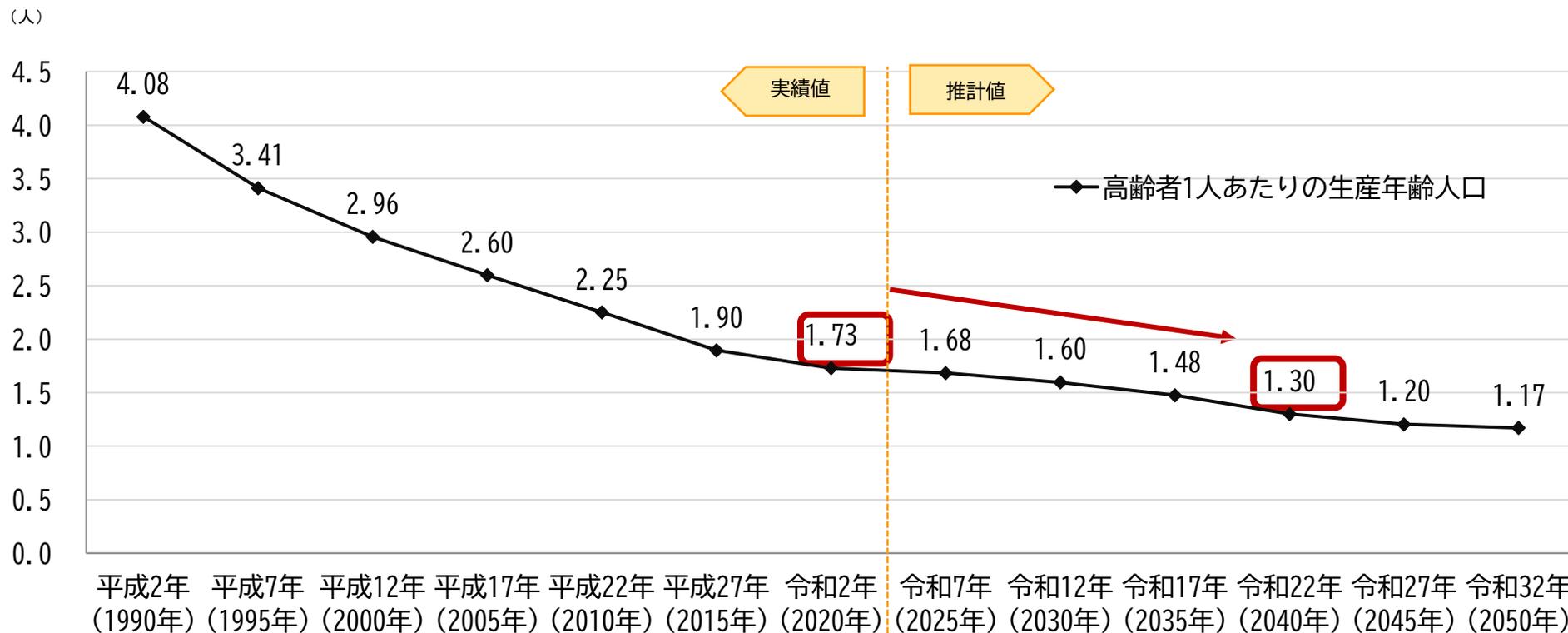
出典：総務省「国勢調査」令和2年まで
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」令和7年以降

注：高齢化率は年齢不詳を除いて算出

長野県の高齢社会の現状と見通し(生産年齢人口の推計)

総人口が減少する中、高齢者数は増加し、高齢者1人を支える生産年齢人口は、令和2(2020)年は1.73人となっており、令和22(2040)年には1.30人まで減少し、支える側の負担が大きくなると考えらる。

高齢者1人を支える生産年齢人口の推移と推計



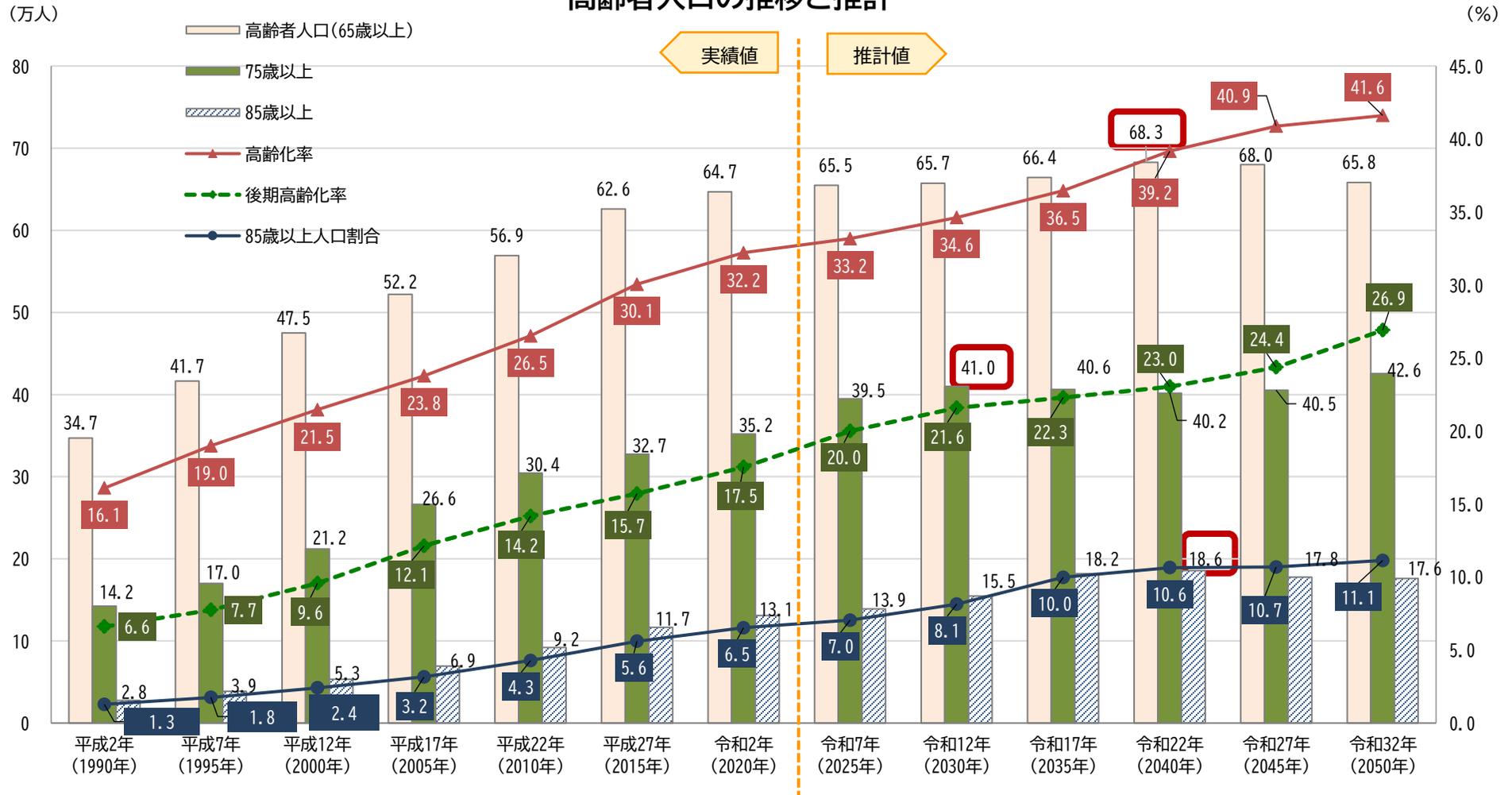
出典:令和2年まで総務省「国勢調査」
令和7年以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

注:高齢化率は年齢不詳を除いて算出

長野県の高齢社会の現状と見通し(年齢別の高齢者人口の推計)

今後の高齢者人口の推計をみると、65歳以上人口は令和22（2040）年まで、75歳以上人口は令和12（2030）年まで、85歳以上人口は令和22（2040）年まで増加すると見込まれる。

高齢者人口の推移と推計



出典:令和2年まで総務省「国勢調査」
令和7年以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

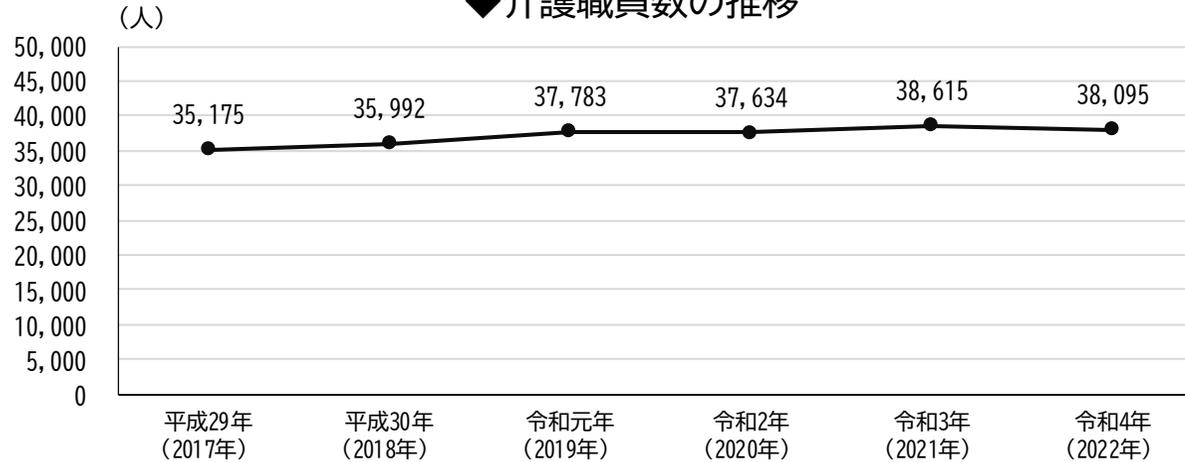
注:高齢化率は年齢不詳を除いて算出

長野県の介護職員の確保状況

当面の高齢者数、75、85歳以上高齢者数の増加に伴う介護需要の増加により、自然体推計を行うと介護職員数の需要と供給の差はますます広がることが懸念される。

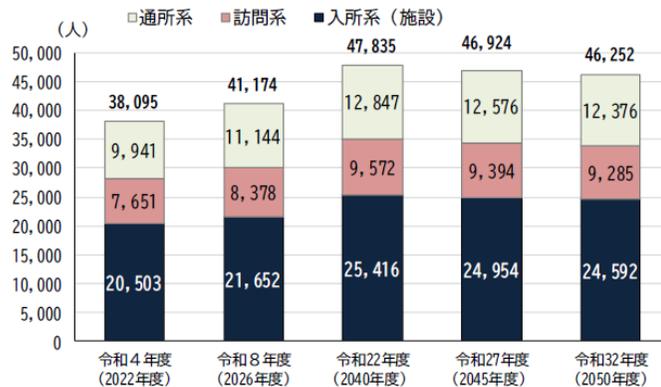
2026年までに約3千人の介護人材確保を目標としており、介護人材の確保とともに、ICT、介護DXの積極的な活用による介護業務の効率化等の検討が必要。

◆介護職員数の推移

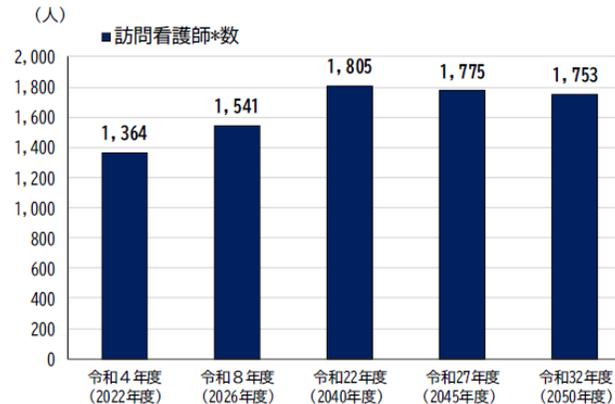


◆介護職員数の需要推計

<介護職員>



<訪問看護師*>



第9期

長野県高齢者プラン

- 長野県老人福祉計画
- 第9期介護保険事業支援計画
- 長野県認知症施策推進計画

令和6年度(2024年度) ▶▶▶ 令和8年度(2026年度)

2_第9期 長野県高齢者プランの概要



© 島崎さゆみ人形館 写真撮影 濱村 祐

長野県

第9期長野県高齢者プランの基本目標(目指す姿)

■実現したい姿

第8期計画

長寿の喜びを実感し、
ともに支え合い、自分らしく安心して
暮らしていける信州

- 人生100年時代を見据え、県民一人ひとりが学びを通じた介護予防と健康づくりに主体的に取り組み、万一の場合には温かな支援を受けることができるという安心の中で確かな暮らしを営み、長寿の喜びを実感できる社会環境の構築を目指します。
- 保健・医療・介護（福祉）の多様な主体や地域住民が、地域における自治の力を活かして、自主的・自立的に、また協働して地域課題の解決を図ることにより、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えてともに支え合いながら誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会環境（地域包括ケア体制）の確立を目指します。

第9期計画

しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感し、
ともに支え合い、自分らしく
安心して暮らしていける信州

- 誰にでも居場所と出番があり、万一の場合には支援を受けることができるという安心の中で確かな暮らしを営み、しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感できる社会環境の構築を目指します。
- 保健・医療・介護（福祉）の多様な主体や地域住民が、地域における自治の力を活かして、自主的・自立的に、また協働して地域課題の解決を図ることにより、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えてともに支え合いながら誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会環境（地域包括ケア体制）の確立を目指します。

第9期長野県高齢者プランの概要

1 策定趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき、県が目指すべき基本的な方向性（長野県老人福祉計画）と、期間中の介護サービスの見込み量等（介護保険事業支援計画）を定める。また、認知症基本法に基づく長野県認知症施策推進計画を包含して作成。
【計画期間】令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

2 現状と見通し、課題（第1編）

○ 現状と見通し ● 課題（更なる取組が必要）

- 本県の高齢者人口のピークは2040年で、65歳以上は68.3万人（2020年の約1.1倍）、介護需要が高まる85歳以上は2040年で18.6万人（2020年の約1.4倍）と推計。要介護（要支援）認定者についても増加が見込まれ、2040年で13.7万人（2020年度の約1.2倍）と推計。
- 圏域別85歳以上人口ピークは、諏訪圏域では2035年、他9圏域は2040年となり、地域の状況に応じた計画的なサービス提供体制の整備等が必要。
- 本県の調整済要介護認定率は、近年低下傾向が続いており、全国トップクラスを維持。（R元～R4 3位）
- 健康寿命・平均寿命は、全国トップクラスの維持・向上に向け、健康づくりやフレイル予防、かかりつけ医機能発揮等の一層の取組が必要。
（健康寿命 男性:2位(R2)→1位(R3)、女性:1位(6年連続)、平均寿命 男性:2位(H27)→2位(R2)、女性1位→4位
- 特に本県は、前期高齢者の要介護認定率も低く、また、高齢者の有業率も高い状況にあり、あらゆる分野でアクティブシニアの活躍が期待。
- 地域包括ケア体制の構築に向け、介護予防や生活支援の取組や施設整備の状況など「見える化」し推進してきたが、何のために（何を成果として）施策を推進するかを「見える化」し、市町村と共有したうえで、地域の実情にあった真に必要な施策を推進していく必要がある。
- 介護人材については2026年には4.1万人を見込む一方、生産年齢人口は急減が見込まれる中、介護事業所においては、業務改善活動による介護サービスの質の向上（生産性向上）と人材確保・定着に継続的に取り組む必要がある。介護労働者の賃金は一般労働者と差がある。

3 第9期プランの重点施策

方向性

- ◆ 介護需要の高まる85歳以上人口の増加を見据え、介護予防・重度化防止等に向け、さらなる地域包括ケア体制の深化・推進を図るため、健康寿命の延伸など最終成果（アウトカム）に向けた取組指標の設定による「見える化」を図り、市町村と共有し強化すべき取組を加速
- ◆ 2040年に向け必要なサービス提供体制の整備を検討するとともに圏域ごとの高齢者人口のピークアウトを見据え、中長期的な人口動態や介護需要の見込み等を適切に捉え、市町村とともに、圏域の介護需要に基づいた計画的なサービス提供体制を整備
- ◆ 新規・多職種等からの入職促進や研修等による資質向上、また、介護事業所への定着支援・離職防止として、処遇改善に取組むとともに、職員の負担軽減に向けた業務改善や介護ロボット・ICTの効果的な活用等により、介護現場の生産性向上の推進を図るなど総合的に取組む

重点施策の概要

1 地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸

- ▶ リハビリ専門職の介護予防教室(通いの場等)への参入促進
- ▶ アクティブシニアの就労促進と社会参加促進
- ▶ かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の推進
- ▶ 移動サービス等ニーズの高い生活支援体制整備
- ▶ 認知症基本法に基づく、長野県認知症施策推進計画による認知症の正しい理解の促進

2 地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備

- ▶ 高齢者人口のピークアウトを見据えた施設サービスの計画的な整備と広域調整
- ▶ 要介護高齢者の増加等、ニーズを捉えた、在宅サービス、地域密着型サービスの提供体制整備
- ▶ 全ての住民が住みやすいバリアフリー公営住宅の整備、単身高齢者等の民間賃貸住宅への入居支援
- ▶ 介護保険施設以外の多様な住まいの着実な整備と質の確保

3 介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進

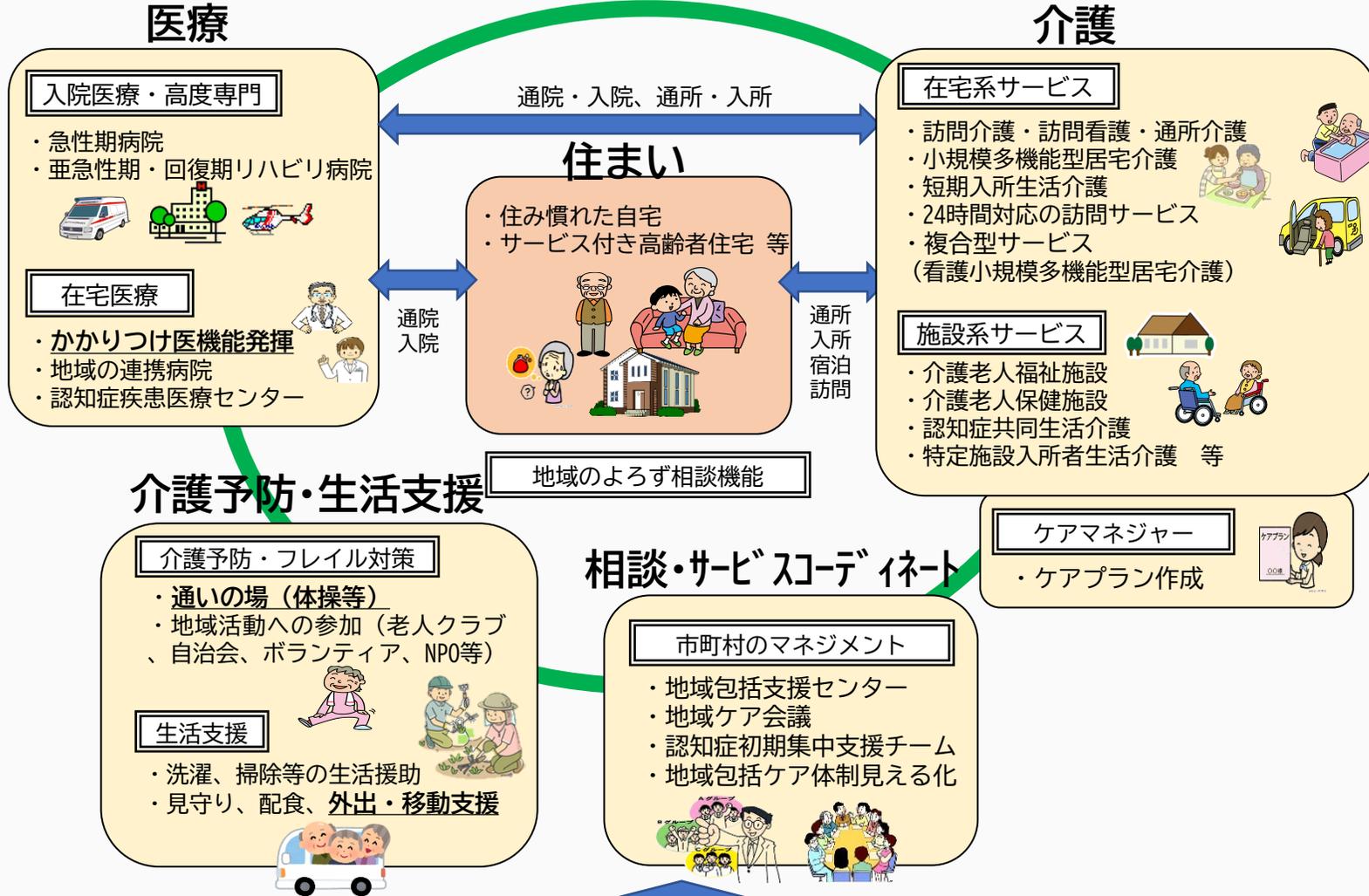
- ▶ 事業者からの生産性向上に関する相談窓口の設置
- ▶ 介護ロボット・ICTの導入支援及び、先進・優良事例の横展開
- ▶ ICT活用によるケアマネジャーの業務負担軽減の研究
- ▶ 多様な人材の入職支援、外国人介護人材の受入支援

長野県の姿(地域包括ケア体制のイメージ)

定義

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される地域包括ケア体制を市町村において日常生活圏域ごとに構築

<地域包括ケア体制>



計画的なサービス提供体制整備

地域包括ケア体制見える化

◎地域包括ケア体制の深化・推進を図るため「何のために(何を成果に)」施策を推進するかを共有したうえで成果指標を設定し**成果指標の向上に向け**必要な施策を推進

<成果指標と取組 例>

◆医療・介護
「在宅等死亡率の増」
→かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の推進

◆介護予防
「健康寿命の延伸」
→リハビリ専門職の介護予防への参入促進

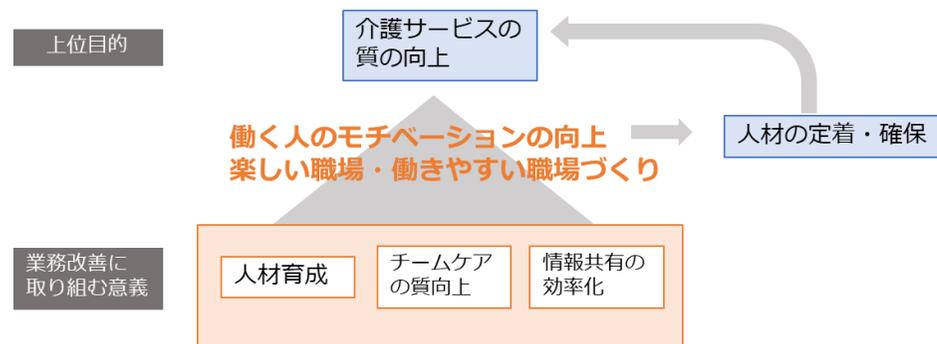
◆生活支援
「幸福度の向上」
→移動サービス等ニーズの高い生活支援体制整備

多様な介護人材の確保、介護現場の生産性向上推進(労働環境改善、ロボット・ICT導入支援)

3_介護現場生産性の向上に向けた取組

介護分野における「生産性向上」とは

- 一般的に「生産性」とは製造業等で用いられるOutput（成果）をInput（投入量）で除した「労働生産性」を指す。



- 一方、介護現場の生産性向上は「利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、介護サービスの生産性向上を「介護の価値を高めること」と定義（「介護サービスにおける生産性向上のとらえ方」_生産性向上ガイドライン）している。

- 人手不足の中でも介護サービスの質の維持・向上を実現するためには、介護サービス事業所の課題を明確にし、業務改善活動等に継続的に取り組む必要がある。そして、これらを通じて職員の働きがいや仕事に対する満足度を高め、その結果として更なるサービスの質の向上につながる。この一連の流れが介護分野における「生産性向上」に取り組む目的である。

介護サービス事業所等における生産性向上の取組例

① 職場環境の整備

取組前



取組後



② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いウアの質を向上



② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記



タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有



⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用した
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインから

<国の施策動向について>

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする

介護サービス事業所等における生産性向上に資する取組に係る努力義務

1 改正の趣旨

- ・ 介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある**。
- ・ 都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

2 改正の概要・施行期日

- ・ **都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
 - ・ **都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
- ※市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・ 施行期日：令和6年4月1日

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

①介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

②介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑧介護行政手続きの原則デジタル化

10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

介護生産性向上推進総合事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会(都道府県介護現場革新会議)の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

(1) 都道府県介護現場革新会議に係る支援(必須)

●事業内容

- ①介護現場革新会議の開催
- ②対応方針に基づき実施する事業(実施する場合)

ア地域のモデル施設育成

イ介護業界のイメージ改善

ウその他(介護助手活用支援、外国人人材活用等)

●補助対象等…会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内(上限500万円)】(コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等)

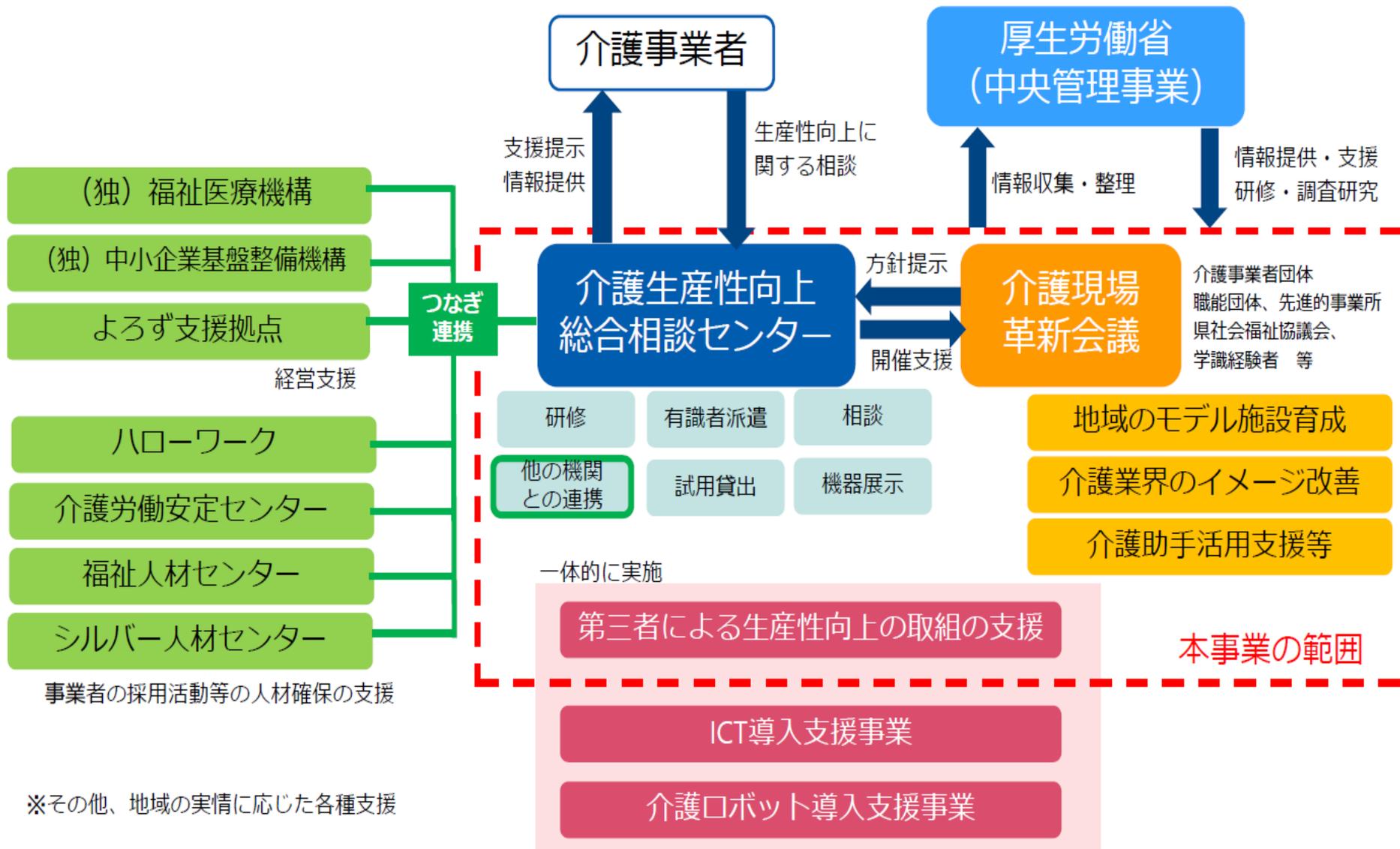
(2) 介護生産性向上総合相談センターに係る支援(必須)

- ①生産性向上の取組に関する研修会(取組手法、ICT活用等)
- ②生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣(取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等)
- ③介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応(生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等)
- ④介護ロボット等の機器展示
- ⑤介護ロボットの試用貸出
- ⑥他の機関との連携

(3) 第三者による生産性向上の取組の支援(市町村が実施することも可)

- 対象事業所…介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする)であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの
- 事業内容…業務改善支援事業者が対象となる介護事業所において①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行い、それを踏まえた実地による個別支援を3回以上実施。
- 補助額…対象経費の1/2以内(上限30万円)

介護生産性向上推進総合事業（具体的な事業イメージ）



介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰

表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。 ※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

1 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・ 明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組等
- 人材育成に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・ 計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組等
- 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・ 事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組等

2 実効性のある取組であること

- ・ 取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。
- ・ 取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。
- ・ 取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。等

3 持続性のある取組であること

- ・ 取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 等

4 他の事業所での導入が期待される取組であること

- ・ 多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
- ・ 取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

スケジュール

～4月頃：都道府県から表彰候補者の推薦※審査基準を踏まえた表彰候補者の選定
具体例：①都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦
②管内の関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦等
6月19日：選考委員会による選定8/24：表彰式を実施

介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業（抜粋）

介護テクノロジー定着支援事業

介護ロボット・ICT等を導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

1 介護ロボット等の導入支援

- ①介護ロボット
- ②見守り機器の導入に伴う通信環境整備
- ③生産性向上に資すると都道府県が判断した機器

（①又は②によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると都道府県が判断した機器等）

【補助上限額】

①（移乗支援、入浴支援）、③※1機器あたり	100万円
①（上記以外）※1機器あたり	30万円
②※1事業所あたり	750万円

2 ICT等の導入支援

①一気通貫の介護ソフト等ケアプラン連携標準仕様の連携対象サービスの場合はケアプラン標準仕様のCSVファイルの出力・取込機能が必須。

- ②タブレット端末、通信環境機器等
- ③保守経費、その他の勤怠管理、シフト表作成、電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案作成支援ソフト等

【補助上限額】

職員数1名以上10名以下	100万円
職員数11名以上20名以下	160万円
職員数21名以上30名以下	200万円
職員数31名以上	260万円

3 導入支援と一体的に行う業務改善支援※1,2によりテクノロジー導入する事業所は必須

以下のいずれかを実施。

- ①第三者による業務改善支援
- ②介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

厚生労働省主催の「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」等、オンライン・オンデマンド配信で行われている研修の受講でも可能。

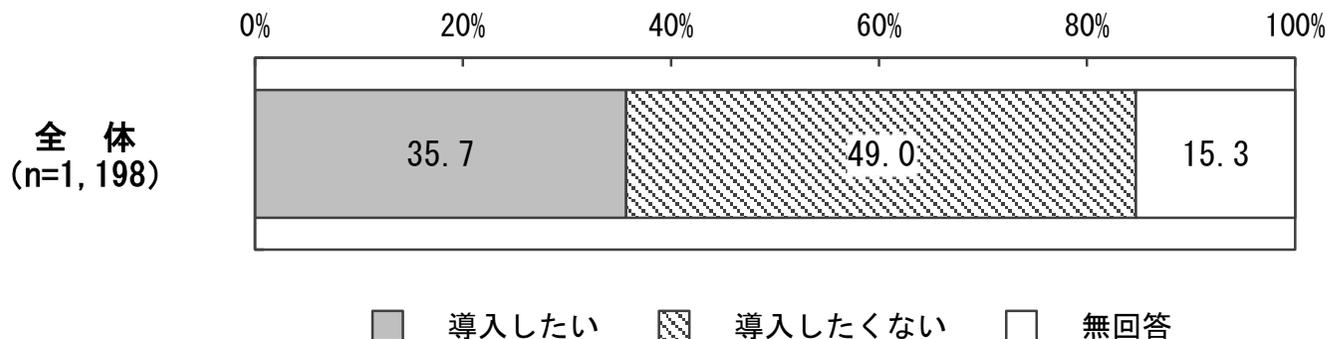
都道府県が本事業のみを実施

45万円

<県取組等について>

県内事業所の介護ロボットの導入意向

介護ロボットの導入意向をみると、「導入したくない」が約半数（49.0%）を占め、「導入したい」（35.7%）を上回っている。

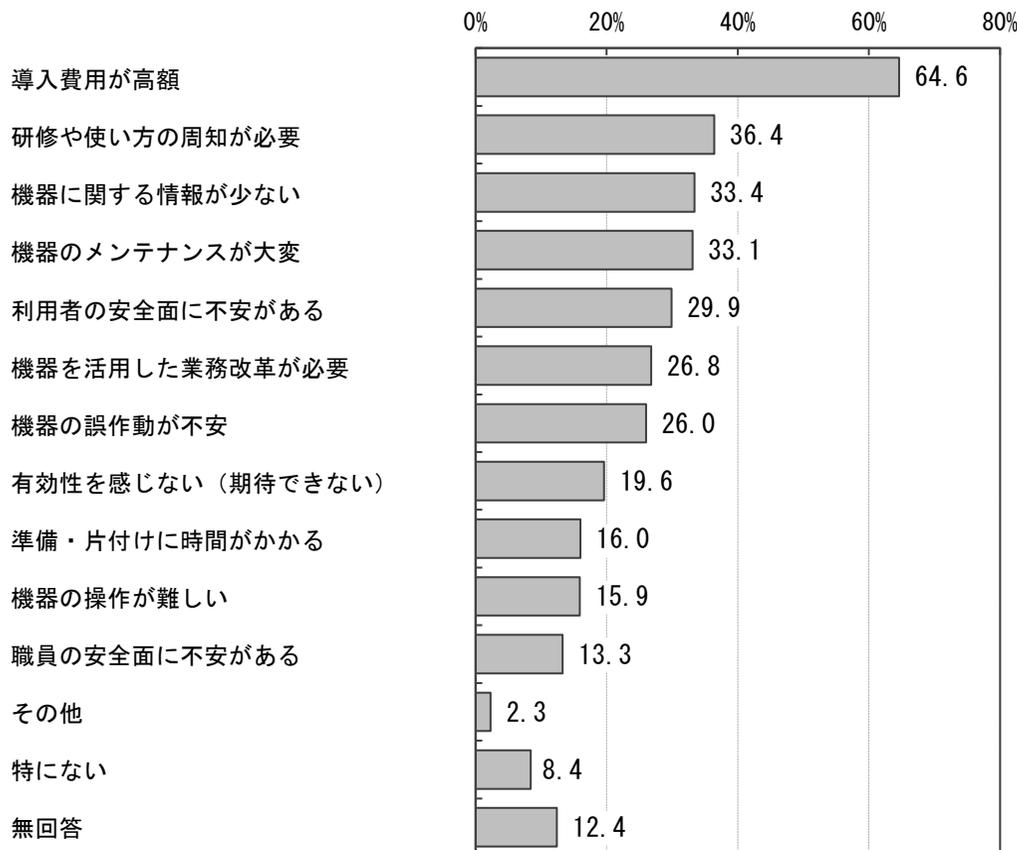


	全 体	導入したい	導入したくない	無回答
回答数 (事業所)	1,198	428	587	183
構成比 (%)	100.0	35.7	49.0	15.3

県内事業所の介護ロボット導入の課題

介護ロボット導入の課題をみると、「導入費用が高額」が6割以上（64.6%）を占め最も多く、次いで「研修や使い方の周知が必要」（36.4%）、「機器に関する情報が少ない」（33.4%）の順となっている。一方で、「特にない」は約1割（8.4%）となっている。

全 体 (n=1,198)



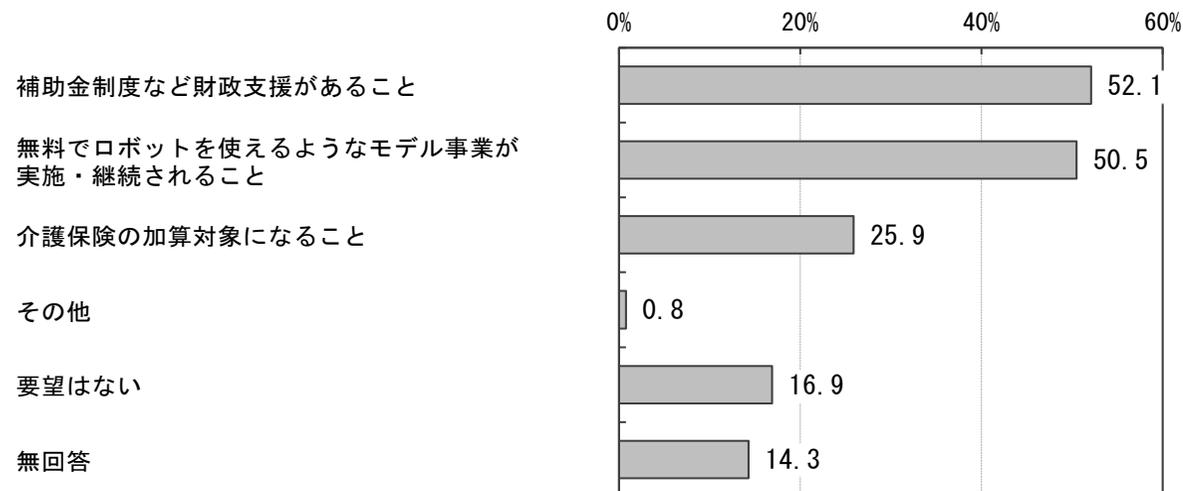
	全 体	導入費用が高額	研修や使い方の周知が必要
回答数 (事業所)	1,198	774	436
構成比 (%)	100.0	64.6	36.4
		機器に関する情報が少ない	機器のメンテナンスが大変
			利用者の安全面に不安がある
回答数 (事業所)	400	397	358
構成比 (%)	33.4	33.1	29.9
		機器を活用した業務改革が必要	機器の誤作動が不安
			有効性を感じない (期待できない)
回答数 (事業所)	321	311	235
構成比 (%)	26.8	26.0	19.6
		準備・片付けに時間がかかる	機器の操作が難しい
			職員の安全面に不安がある
回答数 (事業所)	192	190	159
構成比 (%)	16.0	15.9	13.3
	その他	特にない	無回答
回答数 (事業所)	28	101	149
構成比 (%)	2.3	8.4	12.4

令和4年度 高齢者生活・介護に関する実態調査

県内事業所の介護ロボット導入にあたって国や行政に要望すること

介護ロボット導入にあたって国や行政に要望することをみると、「補助金制度など財政支援があること」が半数以上（52.1%）を占め最も多く、次いで「無料でロボットを使えるようなモデル事業が実施・継続されること」（50.5%）、「介護保険の加算対象になること」（25.9%）の順となっている。

全 体 (n=1,198)



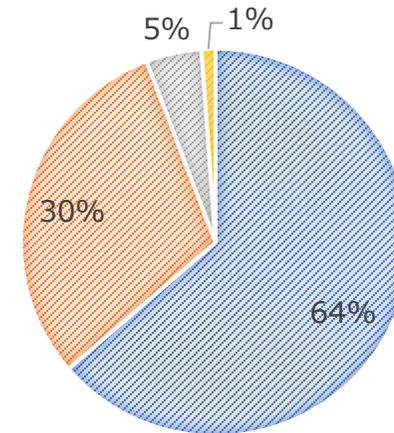
	全 体	補助金制度など 財政支援があること	無料でロボットを使え るようなモデル事業が 実施・継続されること	介護保険の 加算対象に なること
回答数（事業 所）	1,198	624	605	310
構成比 (%)	100.0	52.1	50.5	25.9
	その他	要望はない	無回答	
回答数（事業 所）	10	203	171	
構成比 (%)	0.8	16.9	14.3	

県内事業所の生産性向上の取組に対する受け止め

県内事業所の9割以上が、生産性向上の取組に「関心がある」「まあ関心がある」と回答している。
相談したい内容としては、「人材の確保、定着」、「介護ロボットの活用、ICT化の推進」が多い。

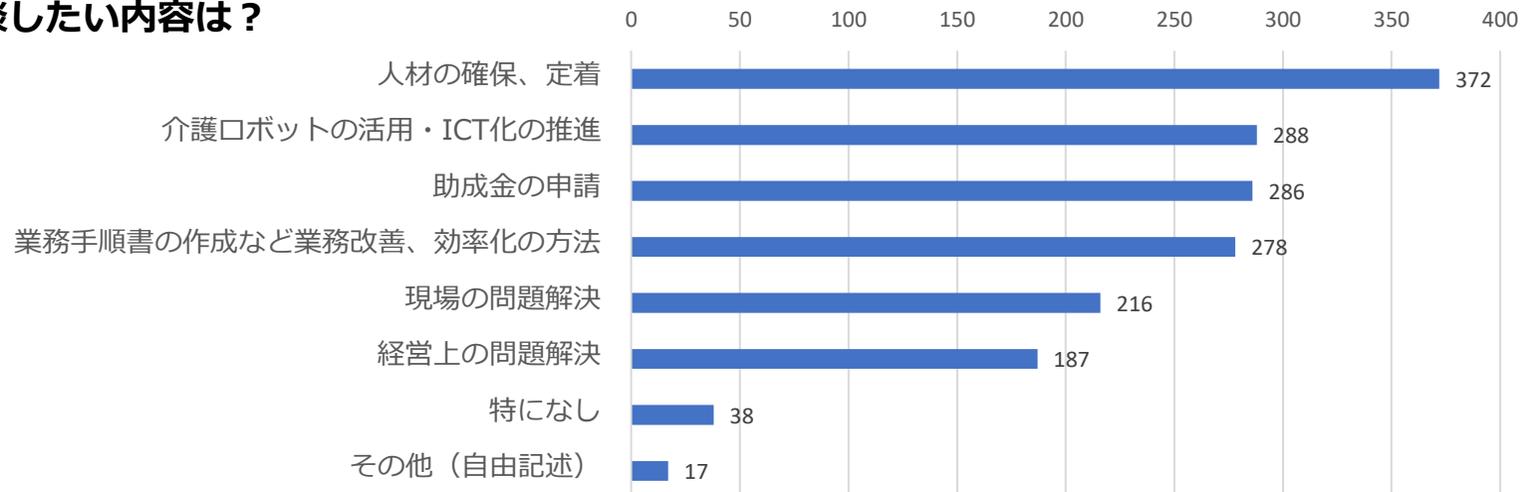
Q.介護現場での生産性向上の取組に関心はあるか

関心がある	331
まあ関心がある	159
あまり関心がない	24
関心がない	6
総計	520



■ 関心がある ■ まあ関心がある ■ あまり関心がない ■ 関心がない

Q.相談したい内容は？



介護ロボット導入支援事業（～R5まで）

【目的】

介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、広く一般の介護施設等の参考となるような取組を行う事業者の介護ロボットの導入に係る経費を補助する

【対象者】

県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービスを営む法人

【対象機器】

- ・ 介護ロボット
- ・ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

【補助額】

- ・ 1機器につき、当該所要経費の2分の1又は30万円のいずれか低い額
- ・ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、1事業所につき、**150万円**

（その他、利用定員等に応じて補助上限台数有）

【補助実績】



ICT導入支援事業（～R5まで）

【目的】

介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化に資するため、ICT化をすすめる事業者のICT導入に係る経費を補助する

【対象者】

県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービスを営む法人

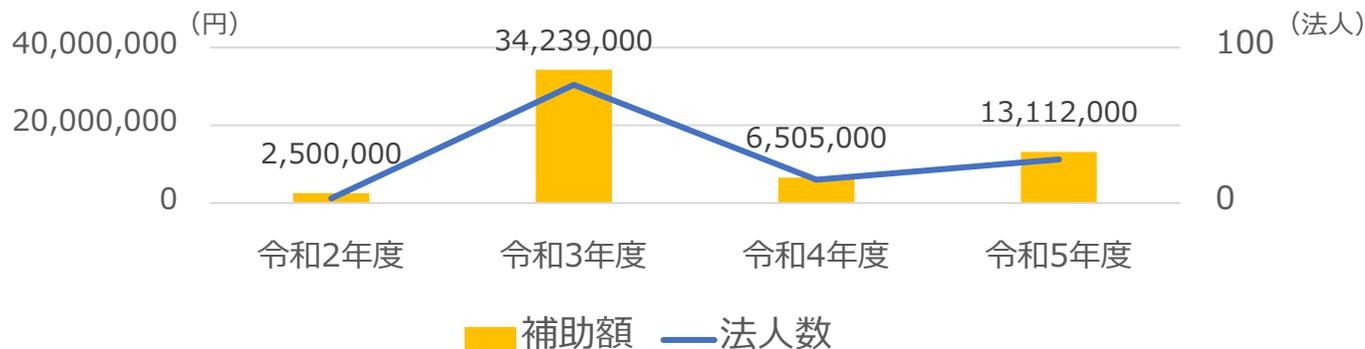
【対象経費】

- ・ 一気通貫の機能を持つタブレット端末、介護ソフト導入費用
- ・ インカム機器
- ・ wi-fi環境を整備するために必要な費用 など

【補助額】

補助金の交付限度額は、1事業所につき **50万円** 補助率は、①一定の条件を満たす場合 3/4以内
②それ以外の場合 1/2以内

【補助実績】



4_介護生産性向上推進総合事業

介護生産性向上推進総合事業

1 現状と課題

現在、介護ロボット・ICT導入支援事業等により、定着支援・離職防止の取組を行っているが、それらの助成だけでなく、例えば、テクノロジーの活用方法や業務をどのように役割分担していけばよいか等悩んでいる事業所の実態がある。

2 事業目的

長野県が主体となって、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

3 事業内容

（1）介護現場革新会議の開催

介護現場革新会議は、事業所が持続可能であり続けるため、また、介護職員が本来業務である利用者のケアに十分な時間を割き、やりがいや楽しさを実感するために、各団体の意見を結集し、意識共有を図ることを目的とする。この会議で出た意見等をもとに介護生産性向上総合相談センターが実務を行う。

（2）介護生産性向上総合相談センターの運営

生産性向上に関するワンストップ相談窓口を設置し、事業所における取組を支援

(1) 介護現場革新会議

- 介護現場革新会議では、介護サービス事業所が持続可能であり続けるために、さらにはケア従事者が自らの仕事の専門性の向上を通じてやりがいや楽しさを実感するために、介護現場に関わる各団体・機関が意見を出し合い意識共有を図る
- 行政は、介護分野の生産性向上の取組を進めるにあたり、介護現場革新会議において、介護現場の実情に詳しい各団体・機関からの様々な意見を収集し、その意見等を踏まえ、実行力のある打ち手を検討
- また、6月に新たに設置した長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターにおける取組を検討

1 スケジュール

1年に2回開催（予定）

2 議事

第1回

- （1）メンバーの顔合わせ（県から会議の目的等を説明）
- （2）国の施策動向及び長野県における取組について
- （3）長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターの取組方針について

第2回 ※12月以降を想定

- （1）長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターの取組状況について
- （2）次年度以降の取組について

(2) 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターについて①

1 目的

介護現場等の生産性向上の推進に向けた取組を支援するため、介護ロボット・ICTの導入や職場の環境改善、人材確保に関する相談等に、ワンストップで対応する

2 センターについて

名称	長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター
開設日	令和6年6月10日(月)
所在地	長野市南県町1082 ND南県町ビル5階 (公益財団法人介護労働安定センター長野支部内)
開所日時	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで 土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は閉所日
運営委託先	公益財団法人介護労働安定センター長野支部

(2) 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターについて②

3 事業イメージ

長野県介護現場革新会議

方針へのご意見

介護・障がい福祉 サービス事業所

相談・情報提供

無料コンサル支援

長野県介護・障がい 福祉生産性向上総合 相談センター

- ①相談対応
- ②機器展示・試用貸出
- ③研修会開催
- ④専門家派遣
- ⑤情報発信

紹介・連絡調整

コンサル支援調整

関係機関

労働局（労働安全問題、雇用対策）

ハローワーク、福祉人材センター（人材確保）

よろず支援拠点（経営問題）

ITコーディネーター協議会（IT系）

専門家

社会保険労務士

ITコーディネーター

産業カウンセラー

キャリアコンサルタント 等

(2) 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターについて③

4 支援内容（予定）

(1) 業務改善やテクノロジー活用に関する相談対応

生産性向上に関する様々な相談を受け、内容に応じて専門機関や専門家へ取次ぐ。

(2) 介護ロボット等の体験展示、試用貸出

県内2会場で介護ロボットフォーラムを開催し、会場にて体験展示を行う。また、試用貸出期間を2週間とし、機器の試用貸出を実施。

(3) 生産性向上の取組の普及を目的とした研修会の開催

生産性向上の取組手法等の研修会を県内4か所で開催。うち、2回は(2)の介護ロボットフォーラムと合わせて開催予定。

(4) 業務改善やテクノロジー導入等に係る専門家派遣

生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣。

スポット派遣のほか、伴走支援も行う予定。

(5) 生産性向上関連情報の収集、発信

生産性向上関連情報をセンターのホームページへ掲載。また、好事例などをまとめたリーフレットを作成。

5_介護現場における生産性向上に向けた取組方針(案)

(長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターの取組方針)

1 背景

- 少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少で働き手の確保が一層困難になる一方で、高齢化に伴う介護サービスの需要は増加が見込まれている。
- ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務改善＝生産性向上の取組が必要。
- 業務の進め方等をあらためて点検し、職場環境の改善、業務の流れの再構築、介護ロボットやICT等テクノロジー機器の活用など、介護現場における業務を今一度見直していく必要がある。
- 介護現場の生産性向上の推進に向けた取組を支援するため、介護ロボット・ICT等の導入や人材確保に関する相談センターを設置。

2 目指す姿

介護サービス従事者が、やりがいを持って働き続けることで、高齢者が質の高いサービスを受けられ、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができる社会を目指します。【第9期長野県高齢者プラン】

介護現場における生産性向上の取組を進め、楽しく働きがいのある職場環境を整備することで、職員のモチベーション向上や人材の定着・確保につなげていく。そして最終的な目標である、利用者に質の高いサービスを安定的・持続的に提供する介護現場を目指す。

3 取組方針について

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（厚生労働省発行）」の7つの取組を参考に、生産性向上の取組の必要性や取組手法を、「介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター」において、個別相談や研修会、専門家派遣、情報発信等を通じて、全事業所へ普及啓発し取組の促進を図る。



- 4 取組方針実現のためセンターにおいて優先的に取り組む事項
- (1) 時代に対応したマネジメントモデルの構築支援
 - (2) 介護ロボット・ICTの導入に向けた支援
 - (3) 介護業界のイメージ向上への取組

(1) 時代に対応したマネジメントモデルの構築支援

- 介護業務は、食事介助、入浴介助、排泄ケア、口腔・栄養ケア、機能訓練、看取りから見守り、利用者及びご家族とのコミュニケーションや傾聴など多岐にわたる。
- 専門職が担うべきものとそれ以外の業務を切り分け、役割分担を明確化し、その上で、周辺業務を地域の元気高齢者や子育て中の主婦等、介護未経験の方などに担っていただければ、介護職員の周辺業務が軽減し、直接的なケアに専念でき、研修受講の機会が増えるなど、職員の専門性やモチベーションの向上につながることが期待される。
- センターにおいて、介護助手の活用を進めていけるよう先進的な取組を行っている事業所を研究し、マネジメントモデルとして、県内事業所に普及啓発することで、介護助手の活用等多様な人材の活用の促進を図る。

(2) 介護ロボット・ICTの導入に向けた支援

- 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用は、一層普及していく必要がある。一方で、導入にあたっては、機器の導入ありきで話を進めるのではなく、まずは、職員同士が抱えている課題を話し合い、課題解決のために、機器の活用が本当に有効か、どのような機器を導入するのが良いのか等を整理する必要がある。
- さらに機器の導入にあたっては、専用のチームを組織し、具体的な機器の活用計画等を作成し、職員へ向けた機器の活用方法等の研修会を実施する等、体制を整えた上で導入することが有効であり、あわせて導入前後のデータの収集等、検証作業を行っていくことも重要である。
- 県では、介護ロボット・ICTの導入支援を引き続き行っていくとともに、センターにおいては、個々の事業所の状況に応じた適切な機器等を選定するため、機器の試用貸出や展示を行うとともに、外部の専門家を事業所へ派遣するなど必要な支援を行う。

(3) 介護業界のイメージ向上への取組

- 介護は人と人との関係を基本としたものであり、それが介護の魅力ややりがいの根幹である。生産性向上の取組により、利用者へのケアがより充実し、職員がゆとりをもって生き生きと働く魅力的な職場を増やしていく。
- センターにおいて、好事例を収集し、幅広くPRすることで、働きやすい魅力ある職場として、介護業界全体のイメージの向上に取り組む。

※ 今後の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、センターの取組の見直しを行う。

研修会計画①

地域		開催方式	研修テーマ	展示ブース	開催時期
A	東信	佐久市 会場+ ZOOM参加 2時間程度	ビギナーズセミナー	展示無し	7月下旬
			生産向上とは何か。 いま求められていること。		
			プロジェクトを開始するための準備と進め方		
	南信	飯田市 会場+ ZOOM参加 2時間程度	ビギナーズセミナー	展示無し	7月下旬
			生産向上とは何か。 いま求められていること。		
			プロジェクトを開始するための準備と進め方		
B	北信	長野市 会場+ ZOOM参加 2時間程度	生産性向上の取組方、そのポイント	メーカー10社 程度 11時～16時	8月下旬
			介護分野におけるテクノロジーの活用方法		
			パネルディスカッション（事業所2～3参加）		
B	中信	松本市 会場+ ZOOM参加 2時間程度	生産性向上の取組方、そのポイント	メーカー10社 程度 11時～16時	8月下旬
			介護分野におけるテクノロジーの活用方法		
			パネルディスカッション（事業所2～3参加）		

研修会計画②

A 【ビギナーズセミナー】

生産性向上とは何か。

- ①介護分野に求められているものとは
- ②令和6年度の介護報酬改定を通じて
- ③介護現場における生産性向上の取組について理解をする

- 生産性向上ガイドラインの活用方法を学ぶ
- 業務改善に向けた改善活動のステップを理解する（PDCAサイクルの回し方）

○改善活動の準備とは

□プロジェクトチームの立ち上げのポイント

○現場の課題を整理する

□現場の課題を見える化する □因果関係図の作り方

□現場の業務時間調査の作り方 □業務時間調査結果の分析

○実行計画を立てる

□課題解決までの道筋を描く、優先順位と実際の取組を検討する

○改善活動に取り組む

□試行錯誤を繰り返す □好事例を作り出す

○改善活動を振り返る

□進捗管理シートに定めた成果指標、ポイントを確認する

○実行計画を練り直す

□U字の法則を理解する

- ④ワークショップを体験する

研修会計画③

- B 【介護分野におけるテクノロジーの活用方法を学ぶ】
- ①介護分野に求められているものとは
 - ②令和6年度の介護報酬改定を通じて
 - ③テクノロジーを利用した生産性向上の取組について
 - 最適な導入のための手順
 - 業務改善の意識の共有
 - 課題設定
 - テクノロジーの選定導入
 - 導入計画の策定
 - 導入効果の測定 KPIの設定
 - 導入施策効果の検証、改善策実行支援
 - 活用・定着運用へ
 - ITCの導入事例
 - 介護ロボットの導入事例
 - DXの活用事例
 - ④フォーラムを開催する
 - 介護テクノロジーを導入した事業所（2～3事業所）と対談形式
実際の導入までの経緯、失敗事例等を通じて導入を促す機会となれば
 - ⑤介護ロボット・ITC導入補助金の利用について（県 介護支援課）